

答 申 第 1 2 6 号  
( 諮 問 第 1 3 0 号 )

令和 7 年 ( 2025 年 ) 1 月 31 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 ( 2023 年 ) 6 月 6 日付け鎌教委教総第 1581 号で諮問のあつた下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和4年（2022年）10月11日付けで、審査請求人が個人情報の開示を請求した「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会及び教育センターにおいて、〇〇に関するスクールカウンセラーの記録、また□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録、△学年以降現在まですべて。情報は一括で受け取りたい。」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和4年（2022年）10月21日付け鎌倉市教育委員会指令教セ第10号で行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。ただし、非開示とした情報のうち、別表に掲げるものは開示すべきである。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）10月11日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会及び教育センターにおいて、〇〇に関するスクールカウンセラーの記録、また□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録、△学年以降現在まですべて。情報は一括で受け取りたい。」に係る個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和4年（2022年）10月21日付け鎌倉市教育委員会指令教セ第10号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和5年（2023年）2月6日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和5年（2023年）2月6日付けで提出した審査請求書及び令和6年（2024年）3月17日付けで提出した意見書に

おける主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 本人には自身の情報や記録を知る権利があり、非開示部分の開示を求める。

イ 非開示理由には特定の個人が識別されるためとしているが、一部の個人名が開示となっているため、全面的に開示を求める。

ウ 地方公務員に当たる教職員及び調査委員会の構成員の氏名などは非開示情報には当たらない。

エ 情報は学校などの関係者と共有してきた事実があるが、開示された情報はごくわずかであり、知っている情報は数多く存在しているから非開示とする必要はない。

### 3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和5年（2023年）3月6日付けで提出された弁明書及び令和6年（2024年）2月13日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 審査請求人は、「本人には知る権利があり、開示を求める。」と主張しているが、知る権利も無制限ではない。

(2) 本件処分で一部開示した個人情報は、審査請求人の未成年の子に関する指導、相談、評価（以下「相談等」という。）の記録（以下「相談等記録」という。）である。

相談等記録は、文書全体が相談、指導、評価に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談等に著しい支障が生じるおそれがあるとして旧条例第19条第1項第4号に該当するとともに、重ねて、開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれているとして、同条同項2号に該当する部分がある。

(3) 旧条例第19条第1項第2号の規定により非開示とした部分は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報が記載されている。

(4) 旧条例第19条第1項第4号の規定に基づき非開示とした部分は、学校での生活、指導、相談、評価に係る関係者による専門的見地か

らの所見、それに基づく方針及びやりとりの記録等が協議経過とともに記録されている。仮にこれらを公開することとした場合、開示請求者に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、記録者はこのような事態を懸念して、経過をありのまま記録することをためらい形骸化してしまう、関係者からの情報が得られなくなるなど、効果的、継続的な教育事務の遂行を妨げるおそれがある。

(5) 以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

審査請求人は、実施機関が示した非開示事由に該当しない旨の主張をしていることから、一部非開示とした実施機関の処分について、以下、検討する。

##### (1) 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号は、「開示請求をした者（中略）以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が相談等記録を見分したところ、実施機関が説明するところ、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人以外の個人に関する情報が記されていた。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ しかしながら、これら個人情報のうち、法定代理人が審査請求人と相談の上で審査請求人のために行った行為等、審査請求人が当然に知り得ている情報については、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれは認められないことから、別表に記載する箇所を開示すべきである。

##### (2) 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号は、「個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著し

い支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が相談等記録を見分したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人に関する相談等の記録が記載されていた。これを公にすると、評価者が専門的な知見に基づく評価や、経過に関する正確な記録の記載をためらい、形式的な記載にとどめることとなる結果、効果的、継続的な相談等の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 4 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ しかしながら、当該相談等の記録には、審査請求人が法定代理人や教師等の関係者から当然に知り得たと推認できる記載が認められた。これらの情報を開示しても実施機関の主張するおそれは認められないことから、別表に掲げる箇所については、開示すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表) 公開すべき情報 ～記載省略～

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 4 / 1 0 / 1 1	個人情報開示請求書が提出される
4 / 1 0 / 2 1	個人情報一部開示決定通知書
5 / 2 / 8	審査請求書が提出される(処分庁:鎌倉市教育委員会 教育センター 審査庁:教育総務課) (同年2月6日付)
3 / 6	処分庁が審査庁に審査請求に係る弁明書を提出
6 / 6	審査会に諮問
6 / 2 / 1 3	第154回審査会で審議 (実施機関の口頭による決 定理由説明)
3 / 1 9	審査請求人が審査会に意見書を提出 (同年3月17日付)
4 / 8	第155回審査会で審議
5 / 3 1	第156回審査会で審議
6 / 2 8	第157回審査会で審議
7 / 2 6	第158回審査会で審議
9 / 1 2	第159回審査会で審議
1 1 / 7	第160回審査会で審議
1 2 / 6	第161回審査会で審議
7 / 1 / 1 6	第162回審査会で審議
1 / 3 1	答申(答申第126号)